

5-3 届出制度

(1) 届出制度の概要

届出制度は、公共交通事業者又は道路管理者が、マスタープランの区域において、旅客施設※や道路※の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合に、当該行為に着手する30日前までに市町村に届け出なければならない、市町村は届出に係る行為がバリアフリー化を図る上で、支障があると認めるときは行為の変更等の必要な措置を要請できることとした制度です。

※旅客施設は生活関連旅客施設に限られます。また、道路は、生活関連経路である道路法による道路に限られます。

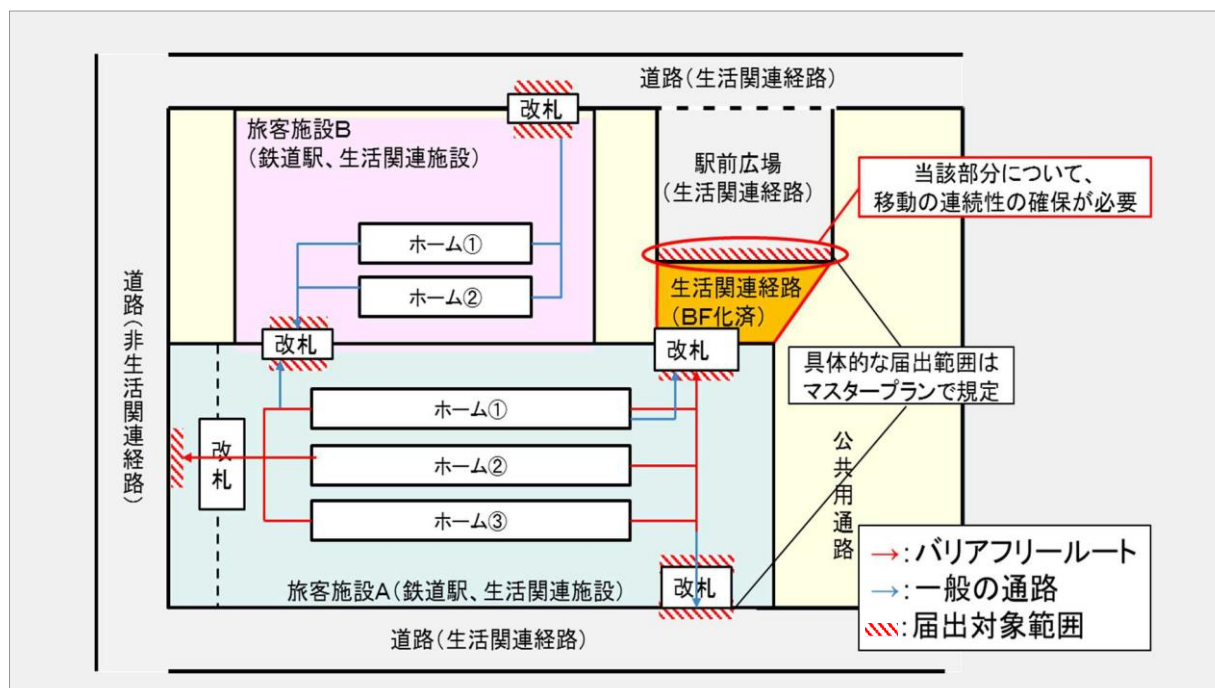
(2) 届出制度の対象の指定

長万部町において届出制度の対象とする旅客施設及び道路は下表の通りです。

図表 届出制度の対象

旅客施設	道 路	届出の範囲
長万部駅	3・4・4本町通（町道本通線）	駅出入口と駅前広場との連続性の確保

図表 届出対象のイメージ



資料：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン
(国土交通省、平成31(2019)年3月)